

令和5年4月4日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

携帯型電気冷温庫、電気冷蔵庫、デスクヒーターに関する事故(リコール対象製品)について

(詳細は次頁以降参照。)

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うちガストーチ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 13件
(うちLEDランプ(環形)4件、エアコン(窓用)1件、電子レンジ1件、換気扇1件、携帯型電気冷温庫1件、食器洗い乾燥機(ビルトイン式)1件、電気冷蔵庫1件、電動アシスト自転車1件、パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、デスクヒーター1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故 5件
(うちウェアラブル端末(リストバンド型、充電式)2件、ヘアドライヤー1件、コンセント1件、電動車いす(ハンドル形)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202000198、A202100003、A202100143、A202100276、A202100679、A202100872、A202100979、A202200015、A202200109、A202200132、A202200141、A202200240を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202201102	令和4年8月30日	令和5年3月30日	ウェアラブル端末(リストバンド型、充電式)	重傷1名	当該製品を使用中、手首に皮膚炎を発症した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202201103	令和4年9月13日	令和5年3月30日	ウェアラブル端末(リストバンド型、充電式)	重傷1名	当該製品を使用中、手首に皮膚炎を発症した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和4年10月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202201104	令和5年3月16日	令和5年3月30日	ヘアドライヤー	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202201107	令和5年2月21日	令和5年3月31日	コンセント	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	令和5年3月17日に公表した電気ストーブ(カーボンヒーター)に関する事故(A202201040)と同一 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月23日
A202201108	令和5年3月19日	令和5年3月31日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(90歳代)が、当該製品とともに沢で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山形県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし